

2018年度における当社の取り組み内容について ～「責任ある機関投資家」の諸原則(日本版スチュワードシップ・コード)～



当社は、「責任ある機関投資家」としてスチュワードシップ責任を果たせるよう、2014年8月29日に日本版スチュワードシップ・コードのすべての原則受け入れを表明しており、投資先企業の持続的な成長および社会全体の発展に資するよう日々取り組んでおります。(取組み方針については、別に掲げる『「責任ある機関投資家」の諸原則(日本版スチュワードシップ・コード)に係る当社の取組みについて』をご参照ください。)

2018年度におけるスチュワードシップ活動の取組み内容については、以下の通り、評価しご報告致します。

◇「議決権行使に関するガイドライン」の見直し◇

議決権行使の実効性を高めるため、「議決権行使に関するガイドライン」の見直しを実施しました。不祥事等発生企業の議案や買収防衛策の議案については、お客さまの利益を図るべく、投資政策委員会において個別に賛否を決定することとし、企業価値向上に努めてまいります。

また、国内不動産投資信託(J-REIT)についても同様に、議決権の行使と開示を行うことで、資産価値向上に取り組めます。

◇議決権行使による明確な意思表示の実施◇

当社は、2019年4～6月に開催された投資先企業の株主総会における投資信託財産1,238議案に対して、議決権行使の指図を行いました。(議決権行使結果の詳細は、別に掲げる「2019年4～6月株主総会の議決権行使結果について」をご参照ください。)

当社は2017年7月の行使分から議決権行使結果の個別開示を行っております。こうした取組みを積み重ねていくことで、投資先企業との建設的な対話や投資先企業の企業価値向上につなげられるよう努力いたします。

◇「目的を持った対話」の実施◇

当社では、ファンドマネージャーが中心となって、投資先企業と直接コンタクトをとっており、その件数は2018年度実績で約350件(決算説明会を含む)となっております。引き続き、地方の工場見学にも積極的に参加するなど、その投資先企業のビジネスモデルや技術力などにも理解を深めるようにしております。

コンタクトをとった投資先企業とは、目先の懸念材料にとらわれず、中長期的な企業価値向上につながるビジョンを共有いたしました。当社は、投資先企業の持続的な成長および社会全体の発展に資するよう、この働きかけを継続していきます。

◇最後に◇

昨今、老後に必要な資金が話題となっておりますが、これからの長い人生において、老後に向けた資産形成は避けて通れない課題となっております。今後益々、幅広い方々が資産形成を行えるよう、金融リテラシーの向上や仕組み作りなどが求められるものと考えております。

当社は、スチュワードシップ活動の水準を高め、投資収益をお客さまに還元する流れを構築することで、お客さまの将来を見据えた資産形成を応援したいと考えております。